

配布番号	第38号
------	------

室 環 環 第 166号
令和 6年 9月20日

各町内会・自治会長 様

室蘭市生活環境部環境課

10月からのごみ分別の変更に関する周知文書の回覧について（依頼）

日頃より、本市環境行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、10月から新しいごみ処理施設が稼働開始することに伴い、ごみ分別が一部変更となることから、別紙のとおり回覧文書を作成いたしましたので、時節柄ご多忙のところ大変恐縮ですが、地域住民の皆さまへご回覧くださいますようお願いいたします。

記

回覧文書 「ごみ分別の変更について」

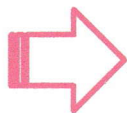
環境課 担当 古道 電話 22-1481

回 覧												

ごみ分別の変更について

令和6年10月1日からの新ごみ処理施設稼働に伴い、

「木製品」
「草木類」
「紙 類」



(具体例)

板きれ・角材・枝・雑誌など

の分別が変わります。(分別表：広報5月号に掲載済)

令和6年10月1日からの変更点

<これまで>

○木製品・草木類

- ①長さ50cmを超える、
 - ②厚さ3cmを超える、③幅30cm以内
- それぞれ、いずれかを満たす場合

○紙類

厚さ2cmを超える

「燃やせないごみ」



《10月1日以降》

○木製品・草木類・紙類

厚さ、幅にかかわらず

長辺(※1)が50cm以内

は「燃やせるごみ」

○木製品・草木類・紙類

※最大 120×120×200cm 以内まで

厚さ・太さ15cm以内、

長辺(※1)が50cmを超えるもの

は「燃やせないごみ」

※1 長辺：たて・よこ・たかさ で 一番長いところ

《お願い》

紙類については、積極的なリサイクルへのご協力をよろしくお願いいたします。

- ① 町会などで実施している資源回収への持ち込み
- ② 清掃事業所(御崎町1-75-7)への持ち込み